



発行
東京都

目次

告示

- 知事指定薬物の指定……………
……………（保健医療局健康安全部薬務課）…一
- 保安林の指定予定…（産業労働局農林水産部森林課）…二

告示

● 東京都告示第八百九十六号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和八年八月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和八年八月十九日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	(8R)－N, N－ジエチル－1－フェロセノイル－6－メチル－9, 10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類	1 F e－L S D
(2)	N, N－ジエチル－2－（2－{[4－（2－フルオロエトキシ）フェニル]メチル}－5－ニトロ－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル）エタン－1－アミン及びその塩類	F l u e t o n i t a z e n e
(3)	N, N－ジエチル－2－（2－{[4－（2－メチルプロポキシ）フェニル]メチル}－5－ニトロ－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル）エタン－1－アミン及びその塩類	I s o b u t o n i t a z e n e
(4)	N－[2－（5－メトキシ－1H－インドール－3－イル）エチル]－2－メチルプロパン－1－アミン及びその塩類	5－M e O－N i B T、5－M e O－i B T

●東京都告示第八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年八月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

西多摩郡奥多摩町梅澤字大平二五番、二六番、字東平五七番一、同番二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

